

地蔵寺鳥獣保護区
保護に関する指針

大 阪 府

1. 名称

地蔵寺鳥獣保護区

2. 区域

河内長野市所在国道 371 号、市道清水惣代石仏線、府道加賀田片添線、府道加賀田片添線から市道青葉台ハイツ 14 号線に至る里道を経て、市道青葉台ハイツ 14 号線との交点へ至る。同点から 266m 東進し、市道青葉台ハイツ 26 号線との交点、市道青葉台ハイツ 26 号線、市道青葉台ハイツ 26 号線から市道清水惣代石仏線へ至る里道、市道唐久谷線、林道唐久谷線、林道唐久谷線から林道流谷線に至る小道、林道流谷線及び市道流谷線で囲まれた区域

3. 面積

約 3 6 5 h a

4. 存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日

5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

地蔵寺鳥獣保護区は、大阪府南部の河内長野市の南部に位置する。保護区内のほとんどが井谷ノ峰や学文峰を含む山地地形である。保護区内の山地植生の約 80% 以上はスギ・ヒノキ・サワラ植林であり、残りはモチツツジーアカマツ群集と、僅かの伐跡群落で構成される。

学文峰山頂一帯やジルミ峠北側一帯はモチツツジーアカマツ群集の樹相を呈しており、高木、亜高木層では、コナラ、アカマツ、ソヨゴが多く、ヤマザクラ、ウラジロノキ、タカノツメ、アラカシ等が見られ、低木層ではモチツツジ、コバノミツバツツジ、ネジキ、ヒサカキ、イヌツゲが多く、シロダモ、サカキ、カマツカ、ヤマウルシ、クロモジ等が見られる。草本層ではコシダが多く、サルトリイバラ、ヤブコウジ等が見られる。地蔵寺の北方、清水地区のスギ・ヒノキ・サワラ植林では、スギの植林内の低木層にはアオキ、アラカシ、ヒサカキが多く、イヌツゲ、ソヨゴ、ナンテン等が見られる。草本層ではミヤマフユイチゴ、ベニシダ、フモトシダ、リョウメンシダ、イワガネゼンマイ、ウラジロ等が見られる。

また、保護区内の流谷は、南海高野線天見駅から岩湧山へのハイキング道になっており、利用するハイカーも多い。流谷を含む天見周辺はスギ・ヒノキの植林のほかにエノキの高木も多く、本種を食樹とするオオムラサキなどの昆虫や府内

では希少とされるムササビなどの哺乳類も生息している。保護区周辺を流れる天見川は大和川水系・石川の支流でも上流部にあり、良好な水質を保っており、水生昆虫なども多く生息する。

(2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の存続期間の更新に当たり実施した鳥獣の生息状況等調査（現地調査及び文献調査）では、鳥類が75種、哺乳類が2種確認され、そのうち重要種は鳥類18種、哺乳類1種であった。重要種の鳥類のうち、種の保存法記載種は2種、環境省レッドリスト記載種は9種、大阪府レッドリスト記載種は14種であった。このうちタカ科（6種）とフクロウ科（2種）の計8種が記録されており、タカ目やハヤブサ目等の猛禽類の占める比率が高かった。猛禽類は他の生物を捕食する生態系の上位種であり、それらが多種確認されたことはその足元に多様な餌動物が生息する生物多様性に富んだ環境であることを示している。

現地調査では48種の鳥類が確認され、各調査時期の確認種数は、繁殖期が34種、越冬期が28種であった。また、確認した鳥類の生息区分の内訳は、留鳥50%、夏鳥27%、冬鳥19%、外来種4%と、一年を通してみられる留鳥が半数以上を占めた。繁殖期調査において確認された34種については、いずれも保護区周辺で繁殖している可能性がある（繁殖ランクCに該当）。このうち19種は現地調査において繁殖を示唆する行動が確認され、繁殖が確認された種（Aランク）が7種、繁殖の可能性が高い種（Bランク）が12種であった。

また、現地調査における鳥類の重要種はすべて陸鳥で、種の保存法記載種のクマタカをはじめ、環境省レッドリスト記載種が2種、大阪府レッドリスト記載種が8種確認された。そのうち、繁殖期に確認されたものはツツドリ、サンショウクイ、コシアカツバメ、センダイムシクイ、コサメビタキの5種で、うちセンダイムシクイについては繁殖が確認された。クマタカは越冬期の確認であったものの、2011年9月18日に流谷地区内において死体が拾得されており、今回の観察と併せて地蔵寺鳥獣保護区周辺を行動圏として生息している個体が存在することを示唆された。

現地調査で確認された哺乳類のうち、保護区内の任意調査中に山林内に設置された巣箱から出てきた大阪府レッドリスト記載種のムササビを確認できた。本種は樹洞がある山林内を住处としているが、近年は洞のある樹木の減少に伴って個体数が減少しているとされている。

以上のことから、本保護区は希少な鳥獣が多く生息し、繁殖する豊かな環境を有している地域であると言え、今後とも府域の野生鳥獣の生息地として引き続き保全していくことが重要である。

(3) 保護管理に関する事項

行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施すると

ともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。